

奈良市議会議員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（案）

1 目的

このガイドラインは、奈良市議会議員（以下「議員」という。）がソーシャルメディアを適切かつ効果的に利用することにより、市民を含む利用者との間で誤解や混乱が生じることを防ぐとともに、議会及び議員個人に対する市民の信頼性向上に資することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、ソーシャルメディアとは、Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram その他の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ブログ、YouTube その他の動画共有サイト、LINE その他のメッセージングアプリなど、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやり取りができる双方向のメディアをいう。

3 基本原則

議員は、次に掲げる原則に従いソーシャルメディアを利用するものとする。

- (1) 議員としての自覚と責任を持ち、良識ある情報発信とすること。
- (2) 肖像権やプライバシー権、著作権、商標権等に十分配慮すること。
- (3) 発信する情報には正確を期すとともに、誤解を招かないよう細心の注意を払うこと。
- (4) 発信した情報により他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (5) 発信に対して攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し無用な議論となることは避けること。
- (6) 誤った情報を発信した場合は、速やかに訂正し、その経緯を明確にすること。
- (7) 一度発信した内容は、不特定多数が目にするものであること、完全に削除すること。

とは困難であることを認識すること。

- (8) ソーシャルメディアの利用規約を遵守すること。
- (9) プロフィール欄等への明記を含め、議会の総意であるとの誤解を招かないよう配慮すること。
- (10) 強力なパスワードを設定するなど、セキュリティを確保すること。
- (11) 議会活動や政策に関する情報を正確かつ分かりやすく発信し、議会の透明性向上を図ること。
- (12) 公的な立場での発信と私的な立場での発信の区別を明確にし、混同しないこと。
- (13) インターネット上の発信が、社会的に大きな影響力を有することを自覚し、常に良識ある態度を保持すること。
- (14) 次に掲げる情報を発信しないこと。
 - ①特定の個人、団体への不当な利益誘導を目的とした情報
 - ②他者の人権を侵害する、または名誉を毀損するおそれのある情報
 - ③人種、思想、信条、性別、社会的身分等による差別、又は差別を助長させる情報
 - ④違法行為や違法行為を煽る情報
 - ⑤単なる噂や噂を助長させる情報
 - ⑥わいせつな内容を含むホームページへのリンク
 - ⑦議会活動を通じて知り得た個人情報や非公開情報、関係者のプライバシーに関する情報
 - ⑧議会の秘密会や審議中の事項など、公開すべきでない情報
 - ⑨その他法令又は公序良俗に反する一切の情報

4 違反時の対応

議員によるソーシャルメディアの利用がこのガイドラインに違反したときは、当該議員は、直ちにその利用を改めなければならない。この場合において、市民等の信頼を損なう事態が生じた場合ときは、当該議員は、自らの責任において誠実に解決を図るとともに、市民等に対して説明責任を果たさなければならない。